

滋賀県健康福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要項

1 目的

滋賀県健康福祉サービス評価システムにおける第三者評価機関の評価調査者を養成することを目的として開催します。

2 日程

令和6年10月24日（木）、10月31日（木）、11月8日（金）※、11月15日（金）
※11月8日については、災害等による延期に備え、11月14日（木）予備日として設定しています。

3 研修内容

別紙プログラムのとおり

※ 10月24日について

- ・ ZOOM と会場のハイブリッド形式にて実施しますので、いずれかのご都合の良い方法でご受講ください（その他の日程は会場のみとなります）。
 - ・ ZOOM 参加、会場参加の方ともに、研修資料はメールおよび郵送にて送付する予定です（その他の日程は紙の資料を当日お渡しする予定です）。
- （※ZOOM の操作等に不安がある方は、なるべく対面での受講を検討いただきますようお願いいたします。）

4 募集定員

10名程度（申込者が少ない場合には、開催を取り止める場合があります。）

5 受講資格

次の(1)、(2)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 滋賀県の認証を受けている第三者評価機関、または今後認証を受けることが見込まれる第三者評価機関に評価調査者として所属、または所属予定の方。
- (2) 次の①または②の要件を満たすもの
 - ① 組織運営管理業務を3年以上経験している方またはこれと同等の能力を有していると認められる方。
 - ② 福祉、医療、保健分野の有資格者もしくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している方、またはこれと同等の能力を有していると認められる方。

6 受講対象者

上記 5 の受講資格を有する方で、

- (1) 本研修を修了していない方。
- (2) 過去に本研修または継続研修を修了した翌年度以降3年の間、評価実績のない方。

7 受講決定

受講者の決定は、「滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関認証実施要領・同細則」に基づいて受講資格を審査したうえ、各第三者評価機関に通知します。

8 修了の条件

本研修の全科目を修了した受講者に、後日修了証を交付します。

※ 科目の一部を欠席（遅刻も含む）、または必要なレポートを提出されない場合等には、修了証は交付しません。

※ 災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった場合については、その状況に応じて研修の修了を配慮することができるものとします。

9 受講申込

○申込期間

令和6年9月2日（月）～9月29日（日）まで

○申請書類

- ・ 令和6年度滋賀県健康福祉サービス評価調査者養成研修受講申込書（様式第1号）
- ・ 滋賀県健康福祉サービス評価調査者養成研修受講申込者調書（様式第2号）
- ・ 従事経験証明書（様式第3号）

※ 上記書類で受講資格が確認できない場合は他書類の提出を求めています。

○申込方法

滋賀県社会福祉士会 事務局宛に、郵送、電話、メール、Fax 等でお申し込み

○受講料

- 5,000円
- ・ 納入方法は受講決定の通知に記載します。
 - ・ 受講料を納期限までに納付されない場合は修了できません。
 - ・ 受講料納入後の返還はいたしません。

10 個人情報の取り扱い

申請書類に記載の個人情報は、「滋賀県個人情報保護条例」および「滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づいて本研修の実施用途のみに使用します。

<申し込み・問い合わせ先>

滋賀県社会福祉士会 事務局（〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138）

電話：077-561-3811 Fax：077-561-3835

Mail：shiga2944@sirius.ocn.ne.jp